

答 申 第 1 号

令和2年●月●日

国分寺市長 井 澤 邦 夫 様

国分寺市障害者施策推進協議会

会長 大 塚 晃

答 申 書 (案)

令和2年7月27日付け諮問第2号により諮問のあった「国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理、評価等に関すること」について、次のとおり答申する。

記

1 はじめに

障害者を取りまく現状は、地域共生社会の実現に向け、包括的な相談支援体制の構築、高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供、誰もが支えあう地域づくりや住民主体の課題解決力の強化など、障害保健福祉施策にとどまらない大きな変革が行われている。

地域における支援体制が法整備等により充実が図られている一方で、国全体の少子高齢化の進展、家族や地域、社会構造の変化等への対応が急務となっている。

このような背景を踏まえて、障害者施策の計画的な推進とともに、次期の計画策定を見据えた取組が期待される。

2 進行管理及び全体評価について

本協議会は、令和2年7月27日付け諮問第2号「国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理，評価等に関すること」を受け，障害者計画に基づく具体的な取組を示した障害者計画実施計画（計画期間：平成30年度～令和2年度。以下「実施計画」という。）に定められた事業並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）に定められたサービス等に係る令和元年度の実績について確認した。

実施計画の実績目標値と実績値との比較において，全体的にはおおむね「目標どおり進行している」と評価できるものである。引続き，一部の「やや取組が遅れている」事業を始めとして，現計画の最終年度である令和2年度の目標達成へ向け，取り組まれない。

障害福祉計画等における成果目標の進捗状況についても全体的に「目標どおり進行している」と評価できるが，「やや取組が遅れている」福祉施設の入所者の地域生活への移行及び見込量に対する達成率が低い障害福祉サービス等についても，目標達成へ向け引き続き取り組まれない。

3 障害者計画実施計画重点事業別実績評価について

本節では，進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら，各論として実施計画の重点事業の実績について評価を行う。実施計画に定める事業を推進するに当たっての参考とされたい。

（1）「重点事業1：障害に対する理解や配慮の促進」

障害者週間行事をはじめ，障害に対する理解促進及び普及啓発事業については，例年以上に様々な機会を捉えて取り組んでいるが，イベントや研修等は新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される。そのため，今後は新たな

手法によるイベント以外の事業展開も検討し実施されたい。また、市役所内等での障害者就労施設等の自主製品の販売促進事業や権利擁護の推進事業についても、新しい生活様式への対応に努められたい。

(2) 「重点事業 2 : 相談支援体制の充実」

地域福祉コーディネーターを配置し、複合する課題や制度の狭間となる問題を抱えた世帯も適切な支援につなげる総合的な相談支援が開始された。また、平成 30 年度に新設された指導検査部署による実地指導も開始され、市内の障害福祉サービス事業所の運営と給付の適正化が図られたことにより、相談支援の質の向上につながった。

こどもの発達相談については、関係機関からの相談件数は増加しているが、全体的には減少している。相談支援は、件数だけで効果を測るものではないが、今後はより一層の周知に努められたい。

(3) 「重点事業 3 : ライフステージを通じた支援の仕組みづくり」

サポート教室については計画を前倒しし、市立小・中学校全校に設置され、通常の学級に在籍する児童・生徒への教科指導の補充が図られたことにより、市立小学校全校の巡回型の特別支援教室の設置と共に、障害に応じた教育を受けられる体制の整備が進められている。引き続き、利用が増えていない事業については、周知方法や事業内容の見直しを検討し、地域で安心して暮らすための防災まちづくりや、各施設の機能なども意識した防災対策を推進されたい。

(4) 「重点事業 4 : 障害児発達支援に向けた取組の充実」

乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などの推進により、障害を早期に

発見し、こどもの発達センターつくしんぼの事業などにつなぐことで、発達支援が継続的に実施されている。引き続き子どもの発達段階に応じた福祉、医療、教育機関等との情報共有など、切れ目のない支援に努められたい。統合保育事業についても着実に進んではいるが、引き続き現状と課題を整理し、障害児の受入れの拡充に向け、スピード感を持って取り組まれたい。

(5) 「重点事業5：障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進」

障害者就労支援センターの登録者数が増え、生活面を含めた相談や就職準備支援や就職後の職場定着支援の実施、地域開拓促進コーディネーターを中心に地域の企業を積極的に訪問し、雇用を促進するなど、一般就労支援の充実が図られるとともに、福祉的就労についても販路拡大のための様々な取組により充実が図られた。また、農福連携に関する協議、国分寺障害者施設お仕事ネットワーク、就労移行支援事業所連絡会を新たに地域自立支援協議会就労支援部会の作業部会として位置づけたことにより、関係機関との連携強化が図られている。今後も引き続き、障害のある人への就労支援施策の推進を図るとともに、地域の雇用創出を目的とした事業の検討を積極的に進められたい。

(6) 「重点事業6：保健・医療・福祉の連携の推進」

既存の相談支援事業所の相談支援専門員の増員や新規の事業所開設相談などもあり、今後の相談支援体制の充実に期待できる。地域の相談窓口については、地域福祉コーディネーターを配置し、複合する課題や制度の狭間となる問題を抱えた世帯も適切な支援につなげる総合的な相談支援が開始された。引き続き、各相談支援機関や保健、医療、福祉等の連携のより一層の強化に取り組まれたい。

(7) 「重点事業7：サービス人材等の確保」

保育園とつくしんぼとの連携により、保育交流を通して障害児への対応を実践的に学び理解を深めることで、虐待防止研修への参加者が増える等、保育士研修の推進が図られている。また、基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修の高齢分野では、他区の地域包括支援センターの実践報告を通し、障害・高齢分野にかかる世帯の課題について、多職種・他分野の地域の専門職と検討を行うなど、より質の高いサービス提供に向けて取り組まれている。人材の確保については、引き続きサービス提供事業所等とも連携し、広報活動などにも取り組まれない。

4 障害福祉計画等成果目標別実績評価について

本節では、障害福祉計画等の進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら、成果目標別の実績について評価を行う。障害福祉計画等に定める成果目標の達成に向け、事業を推進するに当たっての参考とされたい。

(1) 成果目標①「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

地域移行の受け皿となるグループホームの整備については、着実に進んでおり、一部目標は達成されているものの、施設入所者数がこれを上回っているため、地域生活への移行が進んでいないように見える。引き続き施設入所者等の状況を把握するとともに、地域移行を希望する施設入所者等に対して、相談支援機関などとも連携を図りながら本人の意思を尊重した地域移行に取り組まれない。

(2) 成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

地域の保健・医療・福祉関係者による情報共有やネットワーク構築等を行

う障害者地域自立支援協議会の専門部会である精神保健福祉部会を「地域包括ケアシステムの協議の場」として位置づけたことにより、目標が達成されている。今後はこの協議の場を活用し、関係機関の重層的な連携による支援体制の構築に向けた検討を進められたい。

(3) 成果目標③「地域生活支援拠点等の整備」

障害者地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の充実・強化について協議を行い、市内の相談支援事業所を地域生活支援拠点の機能の一部に加えることにつながった。関係機関の連携が強化され、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制の充実が今後期待される。今後も障害者地域自立支援協議会を活用しながら、機能整備の内容について検討を行い、地域資源であるサービス提供事業所等と連携し、緊急時の受入れ・対応の充実を図っていくなど、取組を継続されたい。

(4) 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行等」

国分寺市障害者就労支援センターや就労移行支援事業所等の取組や連携により、4つの指標全てで目標数値を上回った。今後も引き続き、障害のある人が、能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられるようにするため、就労移行支援事業所等との連携及び市障害者就労支援センター機能の強化を図るとともに、地域自立支援協議会の就労支援部会を中心としたさまざまな取組を関係機関と連携して継続されたい。

(5) 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」

市内事業所や新規開設の事業所に対し働きかけを行い、保育所等訪問支援を提供する事業所の新規開設及び重症心身障害児への支援を提供する放課後

等デイサービス事業所の誘致を進めるなど、障害児支援の提供体制の整備が図られている。今後は医療的ケア児支援の協議の場を設置するなど、専門的な支援体制の強化にも取り組まれない。

5 今後に向けて

以上が実施計画及び障害福祉計画等の令和元年度実績に対する本協議会の評価であるが、答申の結語として次の2点を付言する。

(1) 次期障害者計画及び障害福祉計画等の策定に当たっては、平成30年度答申と同様、本答申を踏まえ、アンケート調査等により把握されたニーズが見込み量の算定等に適切に反映されるよう努められたい。

(2) 計画の推進に当たっては、障害者地域自立支援協議会の活用により、共有された地域の課題について、関係機関との連携を図りながら、課題の解決に向け取り組まれない。

以 上